

第43回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨

1 日 時

令和7年7月28日（月） 14時00分～15時30分

2 場 所

兵庫県動物愛護センター 愛護館 多目的ホール

3 出席者

(1) 委 員 9名（敬称略）

植村興、藤木芳博、三田一三、瀬戸口敬幸、杉山雄輝、安部壮剛、中澤一哉、濱浦敏子、雲山裕子

(2) 事務局 6名

新家保健局長、豊島保健部長、松田生活衛生課長、林所長、串崎係長、谷技手

4 議事概要

- (1) 第8期尼崎市動物愛護管理推進協議会委員の委嘱について
- (2) 第8期尼崎市動物愛護管理推進協議会会長、会長代理の選任について
- (3) 令和6年度動物愛護基金収支について
- (4) 令和7年度動物愛護基金活用事業予算について
- (5) 譲渡会開催支援助成金の制度改正について

<意見等>

【第8期尼崎市動物愛護管理推進協議会委員の委嘱について】

- ・まず、会議に先立ち、委員の皆様へ委嘱状を交付、委嘱期間は令和7年7月28日から令和9年3月31日となる。手元に委嘱状を配布している。（事務局）
- ・尼崎市動物愛護管理推進協議会設置要綱第3条第2項に、動物愛護推進員は2名以内となっているにもかかわらず、今期の委員では推進員が3名となっているのは要綱に抵触しているのではないかと。（委員）
- ・推進員2名は推進員からの互選で2名を選任した。ご指摘の一般公募枠に推進員が含まれていることについては推進員の立場ではなく、一般市民という枠（立場）での参画と整理をしている。（事務局）

【第8期尼崎市動物愛護管理推進協議会会長、会長代理の選任について】

・この第8期動物愛護管理推進協議会の最初の開催であり、まとめ役としての会長を決定する必要がある。会長については、要綱第4条「協議会には会長を置く、会長は委員の互選によって定める」となっている。(事務局)

・次に会長代理の選任について、要綱第4条第4項「あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。」となっている。(委員)

【令和6年度動物愛護基金収支について】

・前年度の予算のときに、阪神バスラッピング広告宣伝費が100万円のはずだが、この増額分は何か。(委員)

・阪神バスラッピング広告宣伝費の令和6年度当初予算は205万円を計上していたが、阪神バスの運用を開始したのが、標語の選定やデザイン校正等により年度当初からではなく9月からの開始となったことと、11月頃に当該バスが事故に伴い3か月程休止する期間があったため、当初予算額と比べると決算額の差額が100万程度となっている。(事務局)

・野良猫不妊手術助成金の実績頭数の323匹について、その内訳として保護及びリリースの割合を後日教えて欲しい。(委員)

・先ほどの質問と関連して、野良猫をリリースという表現よりは、元の場所に返すという意味でリターンという表現が良いと思う。(委員)

【令和7年度動物愛護基金活用事業予算について】

・団体譲渡動物健康管理支援助成金について、令和7年度予算がゼロとなっているのは非常に残念である。これまでの経過の中で色々説明があったが、保護猫の助成制度は時期尚早とのことで、予算計上の必要はないとの結論の結果であるが、ただこの協議会では全員が反対ではなかった。また国の環境省での会議においても、現実的な問題として動物の保護と譲渡促進を議題に挙げている。TNRだけでなく保護についても活動の両輪であり、環境省も注力しているところであるため、理解して欲しいところである。(委員)

・団体譲渡助成金制度は失くしていなく動物健康管理支援助成金制度に統合・改正しており、予算は計上している。健康管理支援制度の運用面については、現在制度設計に係る構築・調整を行っているので、もうしばらく時間をいただきたい。(事務局)

・先ほどの意見にもあったがTNRやTNTAで馴化してから譲渡するのは世の中の主流となっている。当該制度は活動している愛護団体にとって保護猫に対する助成金は非常に助かるため、制度自体に反対ではない。ただし、全国の自治体の中で前例がない制度であるため、公金支出の適正性や状況を把握するための制度設計などでもう少し時間を

かける必要があるのではないかとこの主旨の反対という発言である。(委員)

・阪神バスラッピング広告の令和7年度の予算の内容と今後について教えて欲しい。(委員)

・令和7年度での予算では、デザイン料と装飾費用を除いた広告宣伝費として110万円を計上している。今後については、市のインターネットアンケートを活用して評判なども伺いながら検討していく(事務局)

・インターネットを通じてのアンケートで、TNRや適正飼養についての市民の認知度が精査されるのか。(委員)

・この事業が始まった昨年度の9月より、TNRや適正飼養に係る動物愛護センターのホームページの検索率が注目されたこともあり、かなり上昇した。またまちづくり提案箱でも良い反響があるので、この効果の継続性の確認と、今後汚れなどが目立って来ると交換ということもあるかと思うが、その辺はまた皆さまと相談しながら検討していきたい。(事務局)

・市民の認知度は公表するのか。(委員)

・インターネットアンケートの質問項目は、バスラッピングだけでなく、TNRや適正飼養も含まれており、それぞれについて市民の認知度が数値として出せるのか難しいと思うが、ホームページの検索率もあわせて見ながら検討していきたい。(事務局)

・バスラッピング広告は、知らない人にとって広く周知するには非常に良い取り組みだと思う。直ぐに効果が出ないかもしれないが、継続して取り組んで欲しい。(委員)

・このラッピングバスは市内バス路線の3つのうちの1ルートのみ運行しているので、他の2ルート地域では直接目にすることがない。(事務局)

・ラッピングバスでの効果測定は非常に難しいが、関心のない人達にもTNR活動を知ってもらうために、バス路線をTNRが重点的に必要な地域に路線変更することは可能なのか。(委員)

・契約上、デザインと路線ルートはセットであり、年度が替わったとしてもルート変更はできない。ただし、乗降客が多い阪急塚口駅や阪急武庫之荘駅、JR立花駅、阪神尼崎駅のバス路線を選定して運行している。(事務局)

・避難所配備ケージ予算について、もしもに備え避難所にケージを配備することはとても良いことだと思うが、それ以外にも例えば他都市で配備されている動物用スターターキットも配備するのが良いと思うがどうか。(委員)

・スターターキットを含めた防災事業に関しましては、そういった意見もあったことから一度検討したことはあったが、防災時での避難所を運営する部署や災害対策課などの関連部署と情報共有しながら進めるべき事業のため、現段階ではケージ配備を優先して取り組むこととした。(事務局)

【譲渡会開催支援助成金の制度改正について】

- ・この助成金制度は改正の目的でも記載されているとおり、市内の保護動物が対象だと思うが、報告書で市外の動物数を求めるのは何故か。(委員)
- ・対象となるのは市内の動物のみである。なお、譲渡会での全体の規模数についても把握するため、市外を含めた動物数の報告を求めている。(事務局)
- ・共同団体が譲渡会を開催している場合はどうなるのか。(委員)
- ・対象となるのは先ほどの動物と同様の考え方で、市内を拠点に活動している団体が対象となり、市外は動物も団体も対象外である。(事務局)
- ・この制度は令和6年度において使われていなく、改正後に至っては非常に使いづらい制度である。金額よりも地域グループや自治会などが使いやすいよう、愛護団体にも相談が入って制度の説明や助言をするような支援の仕組みが良いと考える。(委員)
- ・譲渡関係報告書について、誰にどのように譲渡したのかを記入すべきではないか。それが今後の情報となり、譲渡する側・される側もしっかりとやっていると言えるためにも必要ではないかと思う。(委員)
- ・この改正譲渡会助成金制度は非常に複雑であり、時間も取られる。TNR活動で猫を助けるという方向に目を向けるべきであり、もう少しそのような気持ちでこの制度を簡素化して欲しいと思う。(委員)
- ・譲渡相手の生活状況も色々と変化があると思うが、何かあった時に猫が残されるリスクは正直面談では計り知れない部分がある。(委員)
- ・譲渡会に関して、行ったこともないのであまりイメージはないが、譲渡費用についてもかなり高額になると聞いており、どれだけの費用がかかるのか分かりやすくして欲しいと思う。(委員)
- ・譲渡費は実際に要した費用ではなく、費用の増減で動物を選別する来場者も稀にいるため、実費相当分としてワクチンや検査代として1万円又は2万円を上限に徴収し、そこに交通費も加算している。実際の流れとしては、譲渡希望者と日程調整した上で訪問・面談してからトライアル期間を設ける。しかしその期間に問題があった場合は、例え先方が正式譲渡を希望しても断るという形をとるなど慎重に行っている。
- ・他府県から譲渡を受けた動物について、何十万もの高額な譲渡費を請求されたということや、他のボランティア団体が不正で逮捕されたことも散見している中で、この協議会に参加して尼崎市の愛護団体や行政はしっかりしていると感じた。(委員)
- ・ダニが媒介する動物由来感染症(SFTSウイルス)は、非常に危険なウイルスである。現時点では尼崎市内では確認されていないが、神奈川県や三重県などで発生している。ボランティアの方は保護される時は慎重に行っていただきたい。(委員)

- ・マダニに刺された場合の対処法は。(委員)
- ・まずは引き抜かないことである。引き抜いてしまうと、くちばしだけ残ってしまう恐れがある。対処法としてはスプレータイプの駆虫剤を直接噴をかける等がある。ただし一番は予防対策が大事である。(委員)
- ・動物愛護センター空調改修事業費については、愛護基金を活用した予算ではなく、市の一般財源ですべきではないか。(委員)
- ・今回の空調改修工事は、1階の動物収容スペースと2階の事務室の一部を実施する予定である。空調機を設置してから約30年経っており、修理を依頼したとしても既に部品がない状況を業者に確認しているなかで、もしこの猛暑の中で1階の動物達がいる収容スペースで空調が効かない場合は命に関わることであり、故障する前に空調工事を実施するものである。今回の工事費総額は、865万8千円を計上しており、そのうちの一部として、愛護基金充当の考え方としては令和4年度での施設改修工事を実施した際と同じく、動物を収容している1階の工事費相当分の費用に基金を充当している。(事務局)
- ・一般的な意見として空調費に504万円を計上していることについて、正確に整理して説明することがこの協議会の役割だと考えている。今回の協議会で説明のあった愛護基金活用予算の規模が2,000万円というのは、他の自治体では考えられない数値であるが、このような新規事業や施設改修の予算を愛護基金から拠出できることは尼崎市がこれまでこの協議会を通じて積み重ねてきた結果であり、素晴らしいことである。但し、気を抜くと脆く崩れてしまうので、行政だけでなく委員も含めしっかり勉強しないといけない。(委員)
- ・寄付金受入額が2463万円というのは、凄い金額だと思うが、この内容はどのようなものか。(委員)
- ・大口寄付が1件で2,000万円あったことが主な要因である。(事務局)
- ・市外の方が愛護基金に寄付をいただいたのは、大きな評価を受けたと同時に大きな責任を伴うものである。また予算査定が今厳しい中で、これほどの予算規模は事業に対する効果検証も大切である。この協議会は傍聴の方が非常に多く、愛護団体や行政に関心が高く注目されているため、身の引き締まる思いである。動物と自然を大切にする気持ちや弱者に対する優しい心を育めるよう将来の子ども達のためにも、実りある協議会にすることが委員の務めだと思う。協議会での各委員からの貴重な意見は有難い。これからも協議会委員という立場を十分に理解していただき、協議会が素晴らしいものになるよう、各委員の皆さまと共に一緒に頑張っていきたい。(委員)
- ・マイクロチップ装着等助成金について、愛護センターから団体譲渡する際、全て装着しているのか。(委員)

・年齢などの動物の個体から判断して、マイクロチップを装着可能な動物については装着して譲渡する。(事務局)

以 上